

# 「第三者行為による傷病届」をご提出ください

## 第三者行為による傷病とは

相手がいる交通事故  
(過失割合にかかわらず)



車に同乗中の事故



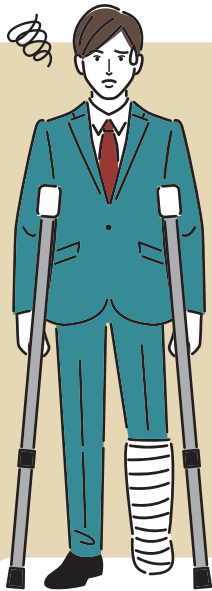
暴力行為



他人が飼っている  
ペットによる加害行為



などなど…



### START!

ケガをしたのは  
お仕事または通勤中ですか？

はい

いいえ

交通事故など、「第三者の行為でケガ」をし、健康保険を使って医療機関等で治療を受ける場合は、「第三者行為による傷病届」を協会けんぽ島根支部にご提出いただく必要があります。また、ケガの原因によっては、健康保険を使用できない場合がありますので、以下のフローチャートに沿ってご確認ください。

労災保険の対象となる  
可能性があります。  
仕事または通勤中の  
ケガの場合は、原則、  
健康保険は使用できません。

ケガの原因は、第三者が絡む  
交通事故やけんかなどですか？

はい

いいえ

健康保険をご使用いただけ  
ます※が、協会けんぽへ「第  
三者行為による傷病届」の  
提出が必要となります。

健康保険を  
ご使用いただけます。※

協会けんぽより負傷した原因について  
照会の文書を送付する場合がございます。  
ご記入のうえ、速やかにご返送くださ  
いますようご協力をお願いいたします。

※ 法令により給付制限となる場合を除く。

労災保険等について、  
詳しくは、労働基準監督署へ  
お問い合わせください。



協会けんぽ島根支部  
キャラクター  
しまめちゃん

【お問い合わせ先】

松江労働基準監督署  
☎0852-31-1254

出雲労働基準監督署  
☎0853-21-1240

浜田労働基準監督署  
☎0855-22-1840

益田労働基準監督署  
☎0856-22-2351

## なぜ協会けんぽへ提出が必要？

交通事故や暴力行為等の第三者による病気やケガの治療費は、本来加害者が負担するべきものです。そのため協会けんぽ加入者様が健康保険を使うと、加害者が支払うべき治療費を協会けんぽが立て替えて支払うことになります。

そこで、後日協会けんぽは立て替えて支払った治療費を加害者側に請求します。この請求に必要な事項を確認するため、「第三者行為による傷病届」が必要となります。

### 「第三者行為による傷病届」のご提出方法

- ①届書は協会けんぽのホームページから印刷が出来ます。
- ②郵便でご提出をお願いいたします。

【郵送先】〒690-8531 島根県松江市殿町383  
山陰中央ビル2階 協会けんぽ島根支部

「第三者行為による傷病届」  
の印刷はこちら！



未治療者の方へ



生活習慣病の進行イメージ

# 受診勧奨のお知らせを 実施しています

協会けんぽでは、健診の結果、血圧値・血糖値・LDLコレステロール値が高く、医療機関への受診が必要と判定されたにも関わらず、受診されたことが確認できない被保険者の方に対して、医療機関へ受診していただくための通知を直接ご自宅にお送りしています。生活習慣病は自覚症状がないまま進行していきます。治療せずに放置すると、動脈硬化などが急速に進み、心疾患や脳卒中等が発症する危険度が高くなります。

- 偏った食事
- 運動不足
- 喫煙・飲酒
- ストレス

- 肥満
- 高血糖
- 高血圧
- 高脂質

- 肥満症
- 糖尿病
- 高血圧症
- 高脂血症

- 心疾患
- 脳卒中
- 失明
- 人工透析
- 認知症

島根支部加入者の  
リスク保有率が  
全国平均を上回る

## 高血圧、高血糖を放置するとどうなる？

### 高血圧

正常血圧と比べて血圧が高くなるほど  
脳卒中(脳出血、脳梗塞等)の発症リスクが高まります。

収縮期血圧値：160mmHg 以上 **5.2倍**  
拡張期血圧値：100mmHg 以上

収縮期血圧値：180mmHg 以上 **8.4倍**  
拡張期血圧値：110mmHg 以上

出典：日本高血圧学会「高血圧治療ガイドライン2019」を基に作成

### 高血糖

高血糖の状態を放置すると、糖尿病のリスクが高まり、  
場合によっては、人工透析が必要になってしまいます。

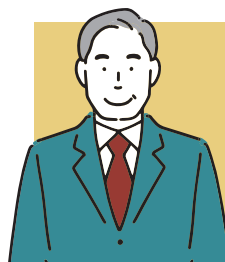
その約4割は  
糖尿病性腎症が原因です。

出典：日本透析医学会統計調査委員会  
「わが国の慢性透析療法の現状(2020年12月31日現在)」



### お知らせが届いた方へ

早期に受診することで、重大な病気のリスクを下げられます。今すぐ医療機関へ受診することをお勧めします。受診の際には、医師の判断の参考となりますので、受診勧奨のお知らせと健診結果をお持ちください。



### 事業主の皆さまへお願い

健診結果から医療機関への受診が必要と判定された場合には、必ず受診することを従業員様にお声がけいただくとともに、受診できるよう配慮していただくようお願いいたします。

無料

登録  
カンタン

スマートフォン  
でもOK

### メールマガジン登録募集中!

協会けんぽ島根支部では、健康保険制度や健康づくりに役立つ情報をメールマガジンで配信しています。

配信内容

- 制度、保険料率について
- 各種セミナーのお知らせ
- 季節のレシピ紹介 など

スマートフォンを  
お持ちの方はこちらから

お気軽にご登録ください。

協会けんぽ島根 メールマガジン 検索



**全国健康保険協会 島根支部**  
協会けんぽ

〒690-8531 松江市殿町383 山陰中央ビル2階

**0852-59-5139** 受付時間 8:30~17:15  
(土・日・祝日・年末年始を除く)

毎月1回発行・無料

メールマガジン  
「くにびき☆通信」

健康保険や健康づくりに関する  
タイムリーな情報をお届け

ご登録はカンタン!

